京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成８年京都府規則第５号）一部改正　新旧対照表（第１条関係）

現行	改正
別表第４（第５条関係） １　ばい煙に係る規制基準 （1）　硫黄酸化物に係る規制基準 表（略） 備考 １（略） ２　硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定方法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。 （1）　日本産業規格（以下「規格」という。）K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法 （2）　規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法 ３～４（略） （2）　ばいじんに係る規制基準 表（略） 備考 １（略） ２　ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとする。 ３～４（略） （3）　有害物質に係る規制基準 表（略） 備考 １～５　（略）	別表第４（第５条関係） １　ばい煙に係る規制基準 （1）　硫黄酸化物に係る規制基準 表（略） 備考 １（略） ２　硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定方法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。 （1）　日本産業規格（以下「規格」という。）Ｋ0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Ｚ8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法 （2）　規格Ｋ2301、規格Ｋ2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Ｚ8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法 ３～４（略） （2）　ばいじんに係る規制基準 表（略） 備考 １（略） ２　ばいじんの量は、規格Ｚ8808に定める方法により測定される量として表示されたものとする。 ３～４（略） （3）　有害物質に係る規制基準 表（略） 備考 １～５（略）

６　測定方法は、次に定めるとおりとする。

物質名	敷地境界線上	排出口
亜鉛及びその化合物	日本薬学会の衛生試験法の空気試験法（以下「衛生試験法」という。）に定めるハイボリュームエアーサンプラー法（捕集用ろ紙として石英繊維ろ紙を用いるものに限る。以下「ハイボリュームエアーサンプラー法」という。）により採取し、規格K0102の53に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102の53に準拠して分析する。
アクリルアルデヒド	特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第９号。以下「告示第９号」という。）別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0089に定めるガスクロマトグラフ法に準拠して分析する。	規格K0089に定める方法
アクリロニトリル	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バック法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
アンチモン及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0102の62に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102の62に準拠して分析する。

６　測定方法は、次に定めるとおりとする。

物質名	敷地境界線上	排出口
亜鉛及びその化合物	日本薬学会の衛生試験法の空気試験法（以下「衛生試験法」という。）に定めるハイボリウムエアーサンプラー法　（捕集用ろ紙として石英繊維ろ紙を用いるものに限る。以下「ハイボリウムエアーサンプラー法　」という。）により採取し、規格K0102―３　12に準拠して分析する。	規格Ｚ8808に準拠して採取し、規格K0102―３　12に準拠して分析する。
アクリルアルデヒド	特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第９号。以下「告示第９号」という。）別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0089に定めるガスクロマトグラフ法に準拠して分析する。	規格K0089に定める方法
アクリロニトリル	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バック法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
アンチモン及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0102―３　21又は附属書Ｇに準拠して分析する。	規格Ｚ8808に準拠して採取し、規格K0102―３　21又は附属書Ｇに準拠して分析する。

アンモニア	告示第９号別表第１に定める方法	規格K0099に定める方法
塩化水素	次のいずれかの方法とする。 (1)　衛生試験法に定める塩化水素測定方法（イオンクロマトグラフ法　） (2)　告示第９号別表第１の第１に定める方法（吸収液として0.4パーセント水酸化ナトリウム水溶液を用いること。）に準拠して採取し、規格K0102の35に定めるイオンクロマトグラフ法　又は規格K0107に準拠して分析する。	規格K0107に定める方法
塩化ビニル	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
塩素	次のいずれかの方法とする。 (1)　規格K0106に定めるオルトトリジン連続分析法 (2)　衛生試験法に定める塩素測定方法（ピリジン・ピラゾロン法）	規格K0106に定める方法
カドミウム及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0083に準拠して分析する	規格K0083に定める方法

アンモニア	告示第９号別表第１に定める方法	規格K0099に定める方法
塩化水素	次のいずれかの方法とする。 (1)　衛生試験法に定める塩化水素測定方法（イオンクロマトグラフィー） (2)　告示第９号別表第１の第１に定める方法（吸収液として0.4パーセント水酸化ナトリウム水溶液を用いること。）に準拠して採取し、規格K0102―２６に定めるイオンクロマトグラフィー又は規格K0107に準拠して分析する。	規格K0107に定める方法
塩化ビニル	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
塩素	次のいずれかの方法とする。 (1)　規格K0106に定めるオルトトリジン連続分析法 (2)　衛生試験法に定める塩素測定方法（ピリジン・ピラゾロン法）	規格K0106に定める方法
カドミウム及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0083に準拠して分析す	規格K0083に定める方法

	。	
キシレン	告示第９号別表第７に定める方法	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
クロム及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0102の65に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102の65に準拠して分析する。
クロロホルム	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
シアン化水素及びシアン化合物	衛生試験法に定めるシアン化水素測定方法（ピリジン・ピラゾロン法）	規格K0109に定める方法
ジクロロメタン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
臭素及びその化合物	次のいずれかの方法とする。 (1)　衛生試験法に定める臭素測定方法（パラロザリニン法） (2)　告示第９号別表第１の	規格K0085に定める方法

	る。	
キシレン	告示第９号別表第７に定める方法	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
クロム及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0102―３　24に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102―３　24に準拠して分析する。
クロロホルム	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
シアン化水素及びシアン化合物	衛生試験法に定めるシアン化水素測定方法（ピリジン・ピラゾロン法）	規格K0109に定める方法
ジクロロメタン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
臭素及びその化合物	次のいずれかの方法とする。 (1)　衛生試験法に定める臭素測定方法（パラロザニリン法） (2)　告示第９号別表第１の	規格K0085に定める方法

	第１に定める方法（吸収液として0.4パーセント水酸化ナトリウム水溶液を用いること。）で採取し、規格K0102の37に定めるイオンクロマトグラフ法に準拠して分析する。	
水銀及びその化合物	衛生試験法に定める水銀測定方法（乾式捕集法又は湿式捕集法）	規格K0222に定める方法
すず及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0102の63に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102の63に準拠して分析する。
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	次のいずれかの方法とする。 (1)　規格B7982に定める方法 (2)　衛生試験法に定める窒素酸化物測定方法（ザルツマン法）	次のいずれかの方法とする。 (1)　規格B7982に定める方法 (2)　規格K0104に定める方法
テトラクロロエチレン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
銅及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法　により採取し、規格K0102の52に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102の52に準拠して分析する。

	第１に定める方法（吸収液として0.4パーセント水酸化ナトリウム水溶液を用いること。）で採取し、規格K0102―２　８に定めるイオンクロマトグラフィーに準拠して分析する。	
水銀及びその化合物	衛生試験法に定める水銀測定方法（乾式捕集法又は湿式捕集法）	規格K0222に定める方法
すず及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0102―３　22、附属書H又は附属書Ｉに準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102―３　22、附属書H又は附属書Ｉに準拠して分析する。
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	次のいずれかの方法とする。 (1)　規格B7982に定める方法 (2)　衛生試験法に定める窒素酸化物測定方法（ザルツマン法）	次のいずれかの方法とする。 (1)　規格B7982に定める方法 (2)　規格K0104に定める方法
テトラクロロエチレン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
銅及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0102―３　11に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102―３　11に準拠して分析する。

トリクロロエチレン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
トルエン	告示第９号別表第７に定める方法	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
鉛及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
ニッケル及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
二硫化炭素	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0091に定める方法
砒素及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
フェノール	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠し	規格K0086に定める方法

トリクロロエチレン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
トルエン	告示第９号別表第７に定める方法	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
鉛及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
ニッケル及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
二硫化炭素	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0091に定める方法
砒素及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
フェノール	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠し	規格K0086に定める方法

	て採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	次のいずれかの方法とする。 (1)　衛生試験法に定める弗化水素測定方法 (2)　衛生試験法に定める弗化水素測定方法に準拠して採取し、規格K0102の35に定めるイオンクロマトグラフ法　に準拠して分析する。	規格K0105に定める方法
ベンゼン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0088に定める方法
ホスゲン	衛生試験法に定めるホスゲン測定方法（アニリン法）	規格K0090に定める方法
ホルムアルデヒド	告示第９号別表第４に定める方法	規格K0303に定める方法
マンガン及びその化合物	ハイボリュームエアーサンプラー法　により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
メタノール	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格　K0123に準拠して分析す	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。

	て採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	次のいずれかの方法とする。 (1)　衛生試験法に定める弗化水素測定方法 (2)　衛生試験法に定める弗化水素測定方法に準拠して採取し、規格K0102―２　５に定めるイオンクロマトグラフィーに準拠して分析する。	規格K0105に定める方法
ベンゼン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0088に定める方法
ホスゲン	衛生試験法に定めるホスゲン測定方法（アニリン法）	規格K0090に定める方法
ホルムアルデヒド	告示第９号別表第４に定める方法	規格K0303に定める方法
マンガン及びその化合物	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0083に準拠して分析する。	規格K0083に定める方法
メタノール	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。

	る。	
メチルエチルケトン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
硫化水素	告示第９号別表第２に定める方法	規格K0108に定める方法
硫酸	ハイボリュームエアーサンプラー法により採取し、規格K0102の41に定めるイオンクロマトグラフ法　又は規格K0103に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102の41に定めるイオンクロマトグラフ法　又は規格K0103に準拠して分析する。

備考

７　（略）

２　一般粉じんに係る規制基準

表（略）

備考

１～４　（略）

５　その他の粉じんの濃度の測定方法は、衛生試験法に定めるハイボリュームエアーサンプラー法(捕集用ろ紙としてガラス繊維ろ紙又は石英繊維ろ紙を用いること。)による重量測定法とする。

３　（略）

４　汚水に係る規制基準

（その１）　（略）

（その２）　表（略）

備考

１～12　（略）

13　規制基準の検定方法は、告示第64号に定める方法によるほか、ニッケル含有量にあっては、規格K0102に掲げる方法によるものと

	する。	
メチルエチルケトン	告示第９号別表第２の第１又は告示第９号別表第６の第２に定める方法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。	規格K0095に定める真空フラスコ法又は捕集バッグ法に準拠して採取し、規格K0114又は規格K0123に準拠して分析する。
硫化水素	告示第９号別表第２に定める方法	規格K0108に定める方法
硫酸	ハイボリウムエアーサンプラー法　により採取し、規格K0102―２　12に定めるイオンクロマトグラフィー又は規格K0103に準拠して分析する。	規格Z8808に準拠して採取し、規格K0102―２　12に定めるイオンクロマトグラフィー又は規格K0103に準拠して分析する。

備考

７　（略）

２　一般粉じんに係る規制基準

表（略）

備考

１～４　（略）

５　その他の粉じんの濃度の測定方法は、衛生試験法に定めるハイボリウムエアーサンプラー法(捕集用ろ紙としてガラス繊維ろ紙又は石英繊維ろ紙を用いること。)による重量測定法とする。

３　（略）

４　汚水に係る規制基準

（その１）　（略）

（その２）　表（略）

備考

１～12　（略）

13　規制基準の検定方法は、告示第64号に定める方法によるほか、ニッケル含有量にあっては、規格K0102―３に掲げる方法による

する。 14　（略） （その３）　（略） 備考 １～６（略） ７　備考の２の表に掲げる基準濃度に係る項目の検定方法は、別表第４の４の（その２）の表の備考の13に定めるところによるものとし、排出水の量の測定方法は、規格K0094に定める流量の測定方法又はこれと同程度の測定結果の得られる方法によるものとする。 ８（略） ５　騒音に係る規制基準 表（略） 備考 １～５（略） ６　騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） ７（略） ６　振動に係る規制基準 表（略） 備考 １～４（略） ５　振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は規格C1510に定めるものを用いることとする。 ６～８（略）	ものとする。 14　（略） （その３）　（略） 備考 １～６（略） ７　備考の２の表に掲げる基準濃度に係る項目の検定方法は、別表第４の４の（その２）の表の備考の13に定めるところによるものとし、排出水の量の測定方法は、規格Ｋ0094に定める流量の測定方法又はこれと同程度の測定結果の得られる方法によるものとする。 ８（略） ５　騒音に係る規制基準 表（略） 備考 １～５（略） ６　騒音の測定方法は、当分の間、規格Ｚ8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） ７（略） ６　振動に係る規制基準 表（略） 備考 １～４（略） ５　振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は規格Ｃ1510に定めるものを用いることとする。 ６～８（略）

別表第５（第６条関係） 地下浸透禁止物質 表　（略） 備考 １　この表の１の項から27の項までに掲げる物質については水質汚濁防止法施行規則第６条の２の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）の別表中欄に掲げる方法により検定した場合において同表下欄に掲げる値以上の値が検出されるときに、この表の28の項から33の項までに掲げる物質については告示第64号又は規格K0102に掲げる方法により検定した場合において別表第４の４の（その２）の表中当該項目に係る許容限度として定められた値（フェノール類にあっては、同表のフェノール類含有量のＡ及びＢ区域に係る値）に0.01を乗じて得た値以上の値が検出されるときに、それぞれ当該各物質が含まれるものとみなす。 ２　（略）	別表第５（第６条関係） 地下浸透禁止物質 表　（略） 備考 １　この表の１の項から27の項までに掲げる物質については水質汚濁防止法施行規則第６条の２の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）の別表中欄に掲げる方法により検定した場合において同表下欄に掲げる値以上の値が検出されるときに、この表の28の項から33の項までに掲げる物質については告示第64号又は 規格Ｋ0102―３に掲げる方法により検定した場合において別表第４の４の（その２）の表中当該項目に係る許容限度として定められた値（フェノール類にあっては、同表のフェノール類含有量のＡ及びＢ区域に係る値）に0.01を乗じて得た値以上の値が検出されるときに、それぞれ当該各物質が含まれるものとみなす。 ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。